

【添付が必要な書類(例)】

※下表以外の資料提出をお願いする場合があります。

	変更内容	添付書類	確認欄
1	事業所・施設の名称	運営規程	
2	事業所・施設の所在地	運営規程、平面図、 建築基準法・消防法を遵守していることがわかる書類	
3	申請者の名称	<運営規程>	
4	主たる事務所の所在地	登記事項証明書	
5	法人等の種類	登記事項証明書	
6	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	登記事項証明書、研修受講修了証書、経歴書、 誓約書	
7	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	登記事項証明書	
8	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	平面図、写真、 建築基準法・消防法を遵守していることがわかる書類	
9	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	資格を証する書面、研修受講修了証書	
10	運営規程	運営規程（新、旧）、勤務形態一覧表（変更月のもの）	
11	協力医療機関・協力歯科医療機関	協力医療機関との契約書の写し	
12	事業所の種別	★（下記参照）	
13	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	[連携・支援体制がわかるもの]	
14	本体施設、本体施設との移動経路等	移動経路図	
15	併設施設の状況等	[併設施設の状況が確認できるもの]	
16	連携する訪問看護を行う事業所の名称	[連携する訪問看護事業所との契約書等]	
17	連携する訪問看護を行う事業所の所在地	[連携する訪問看護事業所との契約書等]	
18	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	勤務形態一覧表、資格を証する書面、研修受講修了証書、介護支援専門員一覧	

※ [] は、任意書式で可とする。（変更届出書に必要な内容の記載で十分であれば添付を求めない。）

< > は、変更すべき内容があれば併せて提出すること。

※ 「2 事業所・施設の所在地」及び「8 事業所（施設）の建物の構造、専用区画等」の変更については、変更を行う1か月以上前に図面協議が必要となります。（工事を伴う場合は、工事の1か月以上前に協議。）

※ 資格が必要となる職種の変更があった場合は、「10 運営規定」の項目にチェックの上、その資格を証する書類と勤務形態一覧表の提出をお願いします。

★：「12 事業所の種別」に関しては、地域密着型サービス事業所は該当しない為、変更届の提出は不要です。

※ 加算の取得・変更・終了を行う場合は、下記の加算関係書類のみの提出で構いません。

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・算定要件の確認がとれる添付書類（必要に応じて）

※ 添付書類の詳細については、宇治市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。